

# 学習院女子大学インターンシップに関する内規

## (目的)

第1条 この内規は、学習院女子大学（以下「本学」という。）における授業科目以外のインターンシップについて定める。

## (インターンシップの定義)

第2条 インターンシップとは、学生が将来の職業選択などに資するために、官公庁又は企業（以下「官公庁等」という。）のインターンシップ制度を利用して、官公庁等において業務に従事することをいう。

## (単位認定)

第3条 インターンシップは、単位として認定しない。

## (参加)

第4条 インターンシップは、学生の意思において参加するものとする。

2 インターンシップへの参加による授業の欠席は、公認欠席として認めない。また、学内試験を欠席した場合、追試験の対象としない。

## (許可)

第5条 官公庁等が参加について本学の許可を条件としている場合には、学生は、別に定める「インターンシップ参加届」をキャリア支援部に提出するものとする。

2 前項の規定により参加届が提出された場合、本学は、事前に官公庁等から提出されるインターンシップの活動内容をもとに許可する。

## (報告書の提出)

第6条 本学の許可を受けてインターンシップに参加した学生は、インターンシップ終了後に報告書を本学に提出するものとする。

## (保険)

第7条 官公庁等が、賠償責任保険への加入を義務付けている場合には、キャリア支援部にて加入を申し込むものとする。

2 前項の保険料は、本学が負担する。

## (事務)

第8条 インターンシップに関する事務は、キャリア支援部が担当する。

## (改正)

第9条 本内規の改正は、運営委員会の議を経て、教授会が行う。

### 附 則

この内規は、平成18年6月1日から施行する。

### 附 則

この内規は、平成20年4月1日から施行する。

### 附 則

この内規は、平成25年4月1日から施行する。

### 附 則

この内規は、平成28年4月1日から施行する。

### 附 則

この内規は、平成29年4月1日から施行する。

## 地域連携について

学習院女子大学は、近隣施設（下記参照）と連携しており、学生証を提示することにより、優待を受けることができます。

詳しくは学習院女子大学ホームページに掲載しております。是非ご利用ください。

- ・新宿区立元気館
- ・フレッシュネスバーガー西早稲田店
- ・マクドナルド明治通り新宿ステパ店

## 障害学生支援

本学では、障害者基本法その他の法令の定めに基づき、本学に入学又は在学する身体等に障害のある学生に対し、教育及び学生生活における支援を行っています。

支援に当たっては、学生本人又は父母保証人から直接話を聞き、そのニーズを把握した上で、支援内容を検討します。また、必要に応じ、関係機関との連携を図り、支援を提供していきます。

### 支援の流れ

本学で支援を受けるための基本的な流れは次頁のとおりです。

支援を希望する場合は、支援申込書により、支援を必要とする学生本人及び父母保証人が署名した上で、随時事務運営課の障害学生支援窓口にて提出することができます。また、年度をまたいだ継続的な支援を希望する場合は、年度が変わる毎に支援申込書を提出する必要があります。

なお、事務運営課の窓口を通さずに、保健室、CATルームに直接相談することもできますので、遠慮なくお申し出ください。

上記の他、身体に障害のある学生に対し、経済的支援も行っております。

# 障害学生への支援システム

